

別記様式 2

病院情報管理システム利用誓約書

私は、名古屋大学医学部附属病院の病院情報管理システムの利用に当たって、当該システム上には守秘義務のある個人情報が含まれていることを十分に認識し、名古屋大学医学部附属病院病院情報管理システム管理運用要項に定める事項を誠実に遵守し、業務を遂行することを誓います。なお、個人情報漏洩を行い又は加担した場合は、関係法令に基づく刑事上及び民事上の法的責任の負担若しくは関係規程に基づく不利益処分、又はその両方が適用される場合があることを了解いたします。

＜参考＞名古屋大学医学部附属病院病院情報管理システム管理運用要項（平成30年4月1日現在）【関係部分抜粋】

第6章 システム利用者 (システム利用者の責務)	
第17条 システム利用者となろうとする者は、運用責任者の許可を得なければならない。この場合において、許可に関する手続きは、別に定める。	
2 システム利用者は、次の各号に掲げるときは、運用責任者に対し、速やかに報告しなければならない。	
一 病院情報管理システムを利用する資格を失ったとき	
二 病院情報管理システムを利用しなくなったとき	
三 病院情報管理システムの利用状況に変更があったとき	
3 システム利用者は、病院情報システムの利用に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	
一 病院情報管理システムを利用するときは、必ず自己の認証を行わなければならない。	
二 利用者認証に関する情報（ID及びパスワードをいう。以下同じ。）を他人に教えてはならない。	
三 他人が容易に知ることができる方法で利用者認証に関する情報を管理してはならない。	
四 利用者認証に関する情報の適正な管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、そのシステム利用者が責任を負わなければならない。	
五 病院情報管理システムへの入力に際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作をいう。）を行い、入力された情報に対する責任を明らかにしなければならない。	
六 あらかじめ付与された権限を超えた操作を行ってはならない。	
七 知り得た情報を、あらかじめ定められた目的以外に利用し、又は正当な理由なく漏らしてはならない。システム利用者の身分を失った後も、同様とする。	
八 作業を終了したとき又は離席するときは、必ずログアウト操作を行わなければならない。	
九 病院情報管理システムの動作の異常、安全性の問題点等を発見したときは、直ちに運用責任者に報告し、その指示に従わなければならない。	
十 不正なアクセスを発見したときは、直ちに運用責任者に報告しなければならない。	
十一 コンピュータウイルスの感染又はそのおそれを発見した場合は、端末等を直ちに病院情報管理システムネットワークから切り離すとともに、運用責任者に報告し、その指示に従わなければならない。	
4 システム利用者等（システム利用者及びシステム利用者となろうとする者をいう。以下同じ。）は、運用責任者が指定する研修を受けなければならない。	
5 システム利用者等は、運用責任者からの運用及び安全性に関する通知を遵守しなければならない。システム利用者となろうとする者は、その旨を誓約する書面を提出するものとする。	
第8章 その他 (罰則)	
第21条 運用責任者は、この要項に違反していると認められる者に対して、第8条第3項に基づく措置の要求若しくは是正の勧告又はその両方を行うことができる。	
2 運用責任者は、前項の要求又は勧告に従わない者に対して、病院情報管理システムの利用停止その他の必要な措置を講ずることができる。	
3 運用責任者は、第1項の勧告に従わない者に対して、委員会の議を経て、第17条第1項の利用許可を取消すことができる。	
4 前項の規定は、関係法令等に基づく刑事上及び民事上の法的責任並びに関係規程等に基づく不利益処分の適用を妨げない。	

年　月　日

病院情報管理システム管理責任者

名古屋大学医学部附属病院長 殿

利用者所属 _____ 職種 _____

利用者氏名 _____ 印 _____